

日本 GAP 協会 JGAP 取組宣言の規約

(目的)

第1条 一般財団法人日本 GAP 協会（以下、協会）は、「JGAP 取組宣言」制度を設け、その規則を本規約で定める。

(JGAP 取組宣言の定義)

第2条 JGAP 取組宣言とは、JGAP 認証を取得していない農場・団体が、JGAP 認証を取得することを目指し、JGAP の取り組みを開始したことを自ら宣言する制度とする。

2 JGAP 取組宣言をした農場・団体を「JGAP 取組開始農場・団体」と呼ぶ。

3 JGAP 取組宣言は、農場・団体が任意で行うものである。JGAP 取組宣言をしなくても、JGAP 審査を受け、認証を得ることができる。JGAP 取組宣言は、JGAP 審査・認証に影響を与えない。

(JGAP 取組宣言の申し込み手続き)

第3条 JGAP 取組宣言の申し込み手続きは、以下の通りとする。

(1) 農場は、JGAP 上級指導員、JGAP 指導員とともに、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の最新版に基づき自己点検を行う。ただし、自己点検の結果に不適合があってもかまわない。

(2) 団体は、JGAP 上級指導員、JGAP 指導員とともに、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の最新版に基づき管理点ごとに団体と農場の責任分担の検討を行う。

(3) 協会が用意した「JGAP 取組宣言書」に必要事項を記入の上、自己点検あるいは責任分担の結果の写しを添付し、協会に提出する。

(JGAP 取組宣言の確認手続き)

第4条 協会が行う JGAP 取組宣言の確認手続きは、以下の通りとする。

(1) 「JGAP 取組宣言書」および自己点検あるいは責任分担の結果を確認する。

(2) 農場・団体に登録番号を付与する。

(3) 「JGAP 取組宣言書」に確認日、登録番号を記載の上、「JGAP 取組宣言書」の写しを農場・団体に送付する。

(JGAP 取組宣言の有効期限)

第5条 JGAP 取組宣言の有効期限は、確認日から2年とする。

(JGAP 認証農場・団体への昇格)

第6条 農場・団体が、JGAP 取組宣言の有効期限内に JGAP 認証を取得した場合、JGAP 認証農場・団体へ昇格する。その場合、農場・団体に付与された登録番号はそのまま利用される。

(JGAP 取組宣言の取消)

第7条 JGAP 取組宣言の確認後、有効期限を過ぎると取組宣言は取り消される。また、取組宣言が取り消された場合、再び JGAP 取組宣言することを1年間禁止する。ただし、その状態であっても JGAP 審査を受け、認証を得ることはできる。

(JGAP 取組宣言の申し込み費用)

第8条 JGAP 取組宣言の申し込み費用は、無料とする。

(JGAP 取組宣言の表現)

第9条 JGAP 取組開始農場・団体は、農場・団体の名刺、看板、ホームページ、パンフレット、広告、その他の販促資材において、「JGAP 取組開始」および「JGAP 取組開始農場・団体」と表現することを認める。

- 2 JGAP 取組開始農場・団体は、農産物およびその商品の包装資材には「JGAP 取組開始」および「JGAP 取組開始農場・団体」と表示することはできない。
- 3 JGAP 取組開始農場・団体は、「JGAP 認証農場」および「JGAP 認証団体」という表現を使ってはいけない。よって、JGAP マークも使用できない。
- 4 JGAP マーク (JGAP 及びその文言を含むマーク) は、日本 GAP 協会が有する登録商標であり、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉に配慮した農場管理を行う農場・団体に生産された農産物であることを表すものである。「商標法」をはじめ「不正競争防止法」「不当景品類及び不当表示防止法」その他関係法令に違反し、不正な表現が発覚した場合は、日本 GAP 協会は JGAP 取組開始農場・団体に対して、差し止め請求・損害賠償請求等の民事上及び刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがある。

(JGAP 取組開始農場・団体の情報の取り扱い)

第10条 提出された自己点検の結果は、機密事項として扱う。申し込み者である農場・団体は、事前に書面での同意がない限り、いかなる情報も第三者に対して公表されることはない。ただし、「農場(組織)名」、「団体名」、「品目」、「農場数」その他付随する情報については、日本 GAP 協会のホームページ上で公開される。協会は、一部の情報の公開ならびに利用を日本 GAP 協会会員に限定することができる。

改定日

規約の設置：2013年7月1日

第1改定日：2014年5月15日

第2改定日：2016年5月10日

一般財団法人 日本GAP協会

東京都千代田区紀尾井町3番29号

